

財団法人とよなか男女共同参画推進財団のあり方検討結果について
(報告)

2007年(平成19年)3月

財団法人とよなか男女共同参画推進財団あり方検討部会

目 次

1. はじめに	1
2. 検討の目的	1
3. 背景	
(1) 行財政再建	1
(2) 指定管理者制度の導入	1
(3) NPO法による市民公益活動団体の台頭・公益法人改革	1
4. 検討にあたっての基本的考え方	2
5. 検討体制	2
6. 検討期間	4
7. 検討経過	4
8. 検討結果	
(1) 財団のプロフィール	6
(2) 財団の存立意義、評価の観点からの検討	6
(3) 基本方向	8
(4) 重点検討課題	9
9. 今後の課題	
(1) 重点課題（検討項目）の着実な実施	10
(2) 財源の多様化	10
(3) 公益法人改革の動向把握	10
10. 資料編	
(1) 人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針	12
(2) 財団法人とよなか男女共同参画推進財団あり方検討部会の検討概要	19
(3) 参考数値	29

1. はじめに

豊中市においては、市税収入の急激な落ち込みや地方交付税の縮小などにより、現状のままの行財政運営を続けると平成 19 年度にも準用財政再建団体への転落が危惧されることから、これを回避するため、平成 16 年 11 月に『豊中市行財政再建指針』を策定した。

この行財政再建指針の目標は

I. 財政の健全化（基礎的な体力づくり）II. 持続的・自律的な行財政運営の基盤づくりであり、取組むべき具体的な再建項目として、152 項目が掲げられた。

このうち当財団に関する項目は

①外郭団体等の経営健全化—（財）とよなか男女共同参画推進財団のあり方の検討

②事業手法の見直し—公共施設（スペース）の有効活用（男女共同参画推進センター）であり、検討結果を平成 18 年度中に豊中市行財政改革推進本部に提出することとなった。

この検討にあたっては、市と財団とが充分連携を図り、協議していく必要があることから、平成 17 年 3 月の財団理事会に諮られ、財団理事も「あり方検討部会」に参画し検討していくこととなり、平成 17 年から 2 年間にわたる「あり方検討部会」で検討を重ねた結果、この報告書をまとめたものである。また、この過程で「市民意見交換会」を 2 回開催した。

2. 検討の目的

この検討は、市の再建項目にあげられた外郭団体の経営健全化とともに、社会経済情勢の変化等による新たな課題に対応していくために、人権文化部所管の財団法人とよなか男女共同参画推進財団を対象に、その現状（成果・効果）と課題を整理し、今後の財団の方向性（あり方）を探ることを目的とする。

3. 背景

（1）行財政再建 ～235 億円の収支改善と行財政構造改革本部の設置～

市の財政状況の悪化により、平成 17 年度から 19 年度までの 3 カ年で、総額 235 億円の収支改善を目標に、行財政構造改革の取組みを進めることとなった。財団についても自主・自立化に向けた経営健全化が課題となっている。

（2）指定管理者制度の導入

当財団は、市の政策目的を市民とともに推進するため設立されたが、行政からの補助金や委託料が収入の大半を占めており、財団の自助努力による財源確保は、極めて困難な状況にあるといえる。一方で、平成 18 年度から指定管理者制度が導入され、当財団もとよなか男女共同参画推進センターすてっぷの指定管理者に指定されたが、NPO をはじめとする民間事業者との競争も視野に入れて、運営体質の効率化に向けた取組みが求められている。

（3）NPO 法による市民公益活動団体の台頭・公益法人改革

特定非営利活動促進法（平成 10 年）の施行、公益法人制度改革（「公益法人改革の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）など、財団をはじめとする非営利法人をめぐる法制度は、大きく転換しつつある。

公共・公益部門の官から民への開放が進むとともに、行政・外郭団体は、より効率的・効果的に市民サービスを提供することが求められ、事務事業の代替性や共同化の可能性を探りながら、財団の中期的な展望にたった方向性を提示する必要がある。

4. 検討にあたっての基本的考え方

今回の検討にあたっては、市（人権文化部）及び財団が行財政再建という共通認識のもとでの取組みとするために、「人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針（平成 17 年 3 月）」（P12 参照）を作成し進めることとした。この指針は次の課題認識にたっている。

<p>○市の財政は極めて厳しい状況に直面している（平成 11 年財政非常事態宣言）</p> <p>→ 豊中市行財政再建指針及び行財政再建計画の策定と確実な実施</p> <p>○社会経済情勢の変化等に即応する必要がある</p> <p>→ 地方自治法改正による指定管理者制度の導入にともなう、財団の組織経営等の強化 市民ニーズに対応した事業の見直し、再編</p>

このような認識のもと財団のあり方検討を進めるにあたっては、これまでの財団活動を振り返りながら、①財団の存立意義、評価の観点からの検討項目、②経営の健全化・効率化の観点からの検討に加えて、財団設立の基本理念にそって中期的将来展望にたった運営のグランドデザイン（社会状況の変化に対応した施策・事業の再編）も描くこととした。

5. 検討体制

今回の検討は、市の行財政再建推進本部体制（人権文化部構造改革委員会）と財団との共同で行う必要があることから、財団理事、財団事務局職員及び市職員からなる「財団あり方検討部会」を設置し、合意形成を図ることとした。

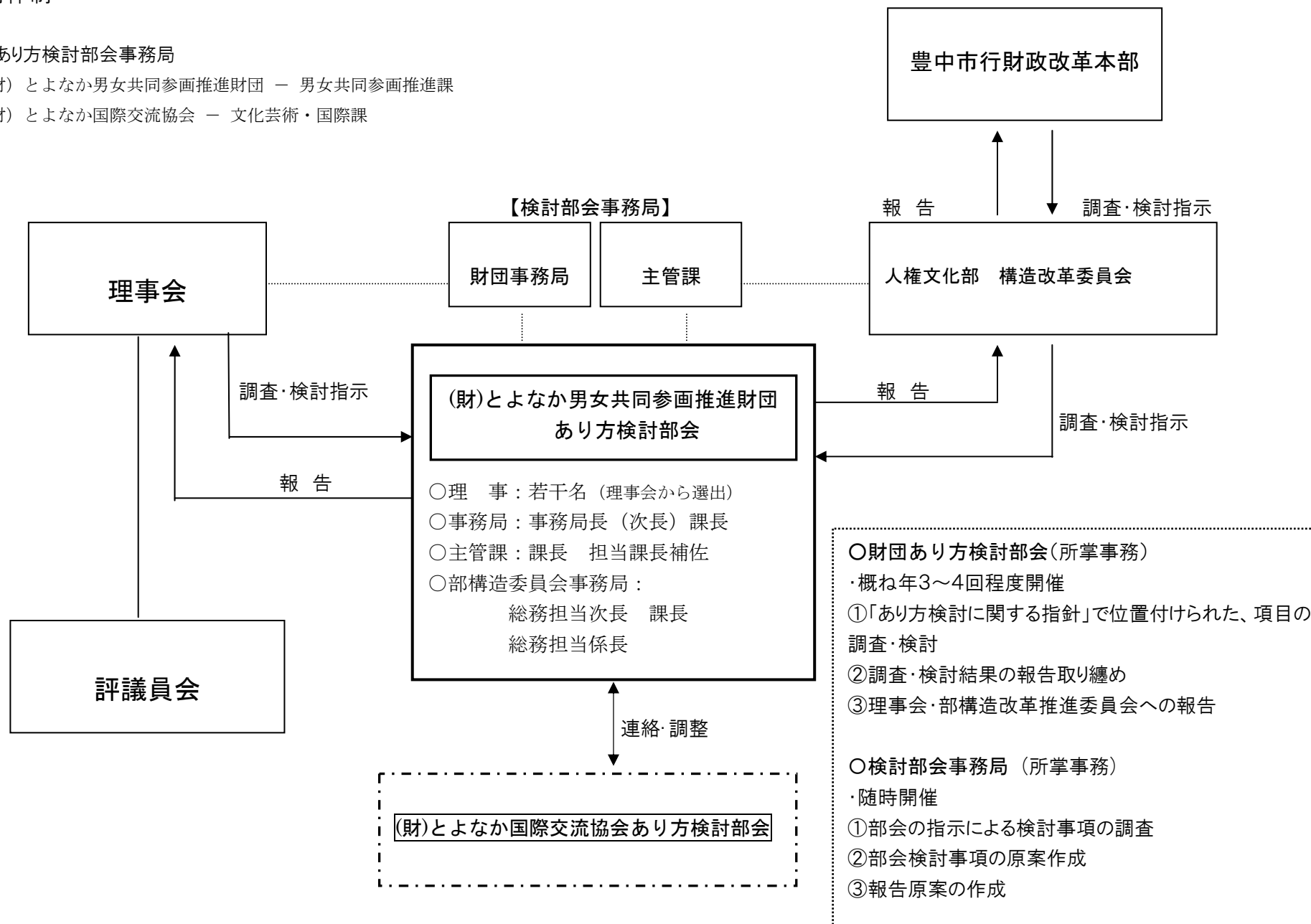
	財団あり方検討部会
財団理事	上杉孝實 川喜田好恵 吉井佳容子
財団事務局	事務局長 総務課長 事業課長
市	人権文化部長 男女共同参画推進課長 男女共同参画推進課主幹 人権文化部総務担当次長 市民活動課長 市民活動課総務係長

■ 検討体制

○ 財団あり方検討部会事務局

(財) とよなか男女共同参画推進財団 - 男女共同参画推進課

(財) とよなか国際交流協会 - 文化芸術・国際課



6. 検討期間

2005年（平成17年）4月～2007年（平成19年）3月末

7. 検討経過

年度	回	検討項目等
16		05.01.～05.03（部内で随時開催） ○「人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針」（案）の作成・成案化
		05.03.30 ○市から理事会へ行財政再建指針の趣旨説明
17	【第1回】	05.06.09 ●豊中市行財政再建指針策定の趣旨 ●基本的な考え方について ●指定管理者制度の導入 ●公共施設の有効活用について ●今後の進め方
	【第2回】	05.10.01 ●指定管理者制度の導入について ●財団の存立意義、評価の観点からの検討項目 ・事業の成果、効果 ・財団の必要性(公共性・効果性) ・市と財団の役割分担 ●経営の健全化・効率化の観点からの検討項目 ・自立的な運営・管理の再構築 ・事務事業の執行と評価の実施
	【第3回】	06.02.11 ●指定管理者制度の導入について ●財団のあり方検討案について ・自立的な運営・管理の再構築 ・機動性のある人事・組織体制 ・適正な財務管理と財源の確保 ●利用市民・団体との意見交換について
		06.03.03 ○人権文化部構造改革委員会への報告
		06.03.30 ○理事会へ中間（案）報告
18		06.05.15 ○評議員会にて経過説明
		06.05.16 ○理事会で中間報告（案）承認

	【第4回】	<p><i>06.07.07</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進財団のあり方検討中間報告書について ●経営の健全化・効率化の観点からの検討項目 ・平成18年度事業から ・平成18年度財団予算から ・施設利用状況からの検討 ・現行組織体制からの検討 ●その他
		<p><i>06.12.26</i></p> <p>○第1回市民意見交換会</p>
	【第5回】	<p><i>07.01.12</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意見交換会について ・12月26日の報告 ・次回の持ち方について ●今後の日程について ●その他
		<p><i>07.02.13</i></p> <p>○第2回市民意見交換会</p>
	【第6回】	<p><i>07.03.16</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民意見交換会について ・2月13日の報告 ●最終報告書(案)について
		<p><i>07.03.26</i></p> <p>○評議員会へ報告</p>
		<p><i>07.03.30</i></p> <p>○理事会へ最終報告</p>

8. 検討結果

(1) 財団のプロフィール

平成 17 年 3 月末現在

設立年月	2000.9 (H12)
出えん金	1.5 億円
基本理念	豊中市および関係団体等と連携を取りながら、豊中市域において社会のあらゆる分野へ男女の均等な参画の推進及び男女の人権の確立を図る事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与する。
事業	(1)男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供 (2)性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談 (3)男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供 (4)男女共同参画の推進のための講座等の開催及び啓発の実施 (5)男女共同参画の推進に関する調査及び研究 (6)前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業 (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
予算(A)	126,916 千円 H16 (H15-129,322)
市補助金(B)	93,172 千円 H16 (H15-97,738)
B/A(%)	73.4%
市委託料(C)	●施設管理 (受付) 1,956 千円(H16) ●図書整備 4,450 千円(H16)
(B+C) / A(%)	78.5%
スタッフ	市派遣 2人 プロパー 4人 嘱託 10人 パート 2人 ●合計 18人
府許認可窓口	生活文化部男女共同参画課
市担当課	人権文化部男女共同参画推進課
会員数等	理事 14 評議員 17

(2) 財団の存立意義、評価の観点からの検討

<p>1. 事業の成果・効果</p> <p>財団は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、下記の事業を展開してきた。</p> <p>○情報事業</p> <p>情報ライブラリーは、男女共同参画推進の専門図書館として、図書・資料・ビデオなど幅広く収集し、閲覧・貸出などのサービスにより広く利用されてきている。また、情報誌の発行などによる情報発信機能の充実と情報相談による市民ニーズに即した情報の提供を進めてきた。また、平成 16 年度には人材データベースを構築した。</p> <p>○相談事業</p> <p>女性のための相談室として総合的なサポート体制を構築・提供するとともに、女性自身が悩みの社会的背景を認識し、自己を肯定して自ら問題解決ができるようになっていくための支援を行うことにより、認知度は高まってきた。また、DV 被害者への支援や他機関との連携に取り組んだ結果、「緊急一時保護」などが制度化されるなど市の施策に反映することができた。</p>
--

○市民活動の支援及び交流の場の提供事業

市民活動を推進するための環境整備やグループ形成支援など個人や団体の活動を広げ、深めるための支援や、さまざまな交流、ネットワークづくりの機会提供を行ってきた。

市域のボランティア団体・グループを繋ぐことや協働事業により地域密着型の取り組みをすすめてきた。特に平成17年度には、多くの団体が加入する実行委員会によりすてっぷフェスタ2005を実現した。

○講座・啓発事業

仕事と家庭の両立支援、文化の創造表現、ジェンダー問題講座等の学習啓発を通じて、男女共同参画を社会的課題として認識し、性別に関わりなく一人ひとりが多様な生き方を追求できる力をつけるための事業を実施している。

特に、技術・資格取得支援講座やパソコン講座、再就職支援講座などの実施により女性の経済的自立につなげている。また、講座受講生による多くの自主グループが生まれネットワークが広がってきている。

○調査および研究事業

地域社会の課題から、研究事業として女性史聞き取り調査の研究に取り組んでいる。

○会議、研修、催し等への施設の提供

施設の使用承認など貸室利用に関する業務と効率的・効果的な施設の管理を追求するとともに、男女共同参画の推進に市民の関心が高まるよう、施設利用の促進に取り組んでいる。自習利用の場を設けたり、キッズコーナーでの催し等を開催し、誰もが自由に利用できるフリースペース等を便利で使いやすいよう工夫することによって、幅広い世代の利用が増えてきている。

以上のように、新たなニーズに対応した地域密着型の事業展開に力点を置くとともに、施設が充分活用されるよう利用の促進に努めている。

2. 財団の必要性（公共性・効果性）・役割

財団は条例や総合計画等、市の方針に沿って市と連携し市民団体への活動支援や市民との共催、協働事業、ネットワークの推進など施設特性に応じた取り組みを行い着実に成果をあげている。

特に、市と市民や市民団体との間に立って、市民団体を支援する組織として、地域課題の解決に向けて専門的ノウハウや柔軟性を駆使するなど、施設の設置目的に則り、人権尊重を基調とした、継続的・効果的な事業を展開している。

3. 市と財団の役割分担

財団の意義は、行政では対応しきれない課題解決に取り組むと共に、市民との協働による男女共同参画社会を実現させるという強いミッションを持つところにある。また、具体的な事業を実施していくなかで把握した市民のニーズを市へ伝えるとともに、施策形成に必要な情報を提供する。市は、行政のあらゆる分野において取り組むべき課題として、男女共同参画の課題を位置づけ施策展開を図る必要がある。

(3) 基本方向

財団は、市の条例や総合計画等を踏まえて、市と市民や市民団体と連携・協働した取組みに努めてきたが、財団の役割を明確にする中で、その体質の強化や運営の効率化を進めていくことが求められている。

このため、将来の基本方向としては、財団が有するノウハウ、人的資源を生かして市民や市民団体を支援する「中間支援機能」としての役割を鮮明にする必要がある。

市民や市民団体と連携・協働した取組みや活動を支援していく中で、これまで財団事業として行なわれてきた事業が市民サイドで主体的に取組まれるようになれば、財団が新たな分野・課題に取り組むことが可能となり、財団事業の積極的な見直し、職員の効率的・効果的な働きにつながっていく。そのためには、今後も市民の参画のもとに下記のような市と市民や市民団体との連携・協働事業の取組みを一層進めていく必要がある。

①市民活動団体との協働による男女共同参画社会の推進 ～「地域のすてっぷ」へ～

2005年度（平成17年度）に5周年記念事業「すてっぷフェスタ2005」を市民団体とともに実施し、予想を上回る参加者で賑わった。フェスタをとおして、すてっぷを拠点に活動している市民団体と連携を図りながら事業展開することで、地域課題が鮮明になり、市民ニーズにそった事業を効果的に実施できることが改めて明らかになった。

今後は、市民・グループ・各種団体などとの出会い・交流の機会を積極的につくり、男女共同参画社会の実現に向けた取組みが活発に行われるよう支援していく。地域特性を反映させた事業展開をしていくためにも、こうした市民・団体等とより一層連携を図りながら協働事業を進める。

②行政との協働による男女共同参画社会の推進 ～行政事業との連携～

市の男女共同参画推進課と連携しながら、DVネットワーク会議への参画をはじめ公民館などで行われている行政事業との連携を進め、これまで当財団が培ったノウハウを提供しながら、男女共同参画推進条例の理念にそった事業があらゆる部局で展開されるよう、その仕組みを模索し積極的に働きかけを行なう。

③財団運営の効率化と事業効果の向上 ～運営の見直しと効果的な事業展開～

市民団体や行政機関など、他団体と協働・連携を進めることで、その団体の持つ実績やノウハウ、ネットワークを生かした事業展開が可能となり、結果として当財団の事業を効率的・効果的に実施することができる。また、今後これまで財団が行ってきた既存事業や財団運営を支える組織や財務についても見直しを進める。

(4) 重点検討課題

1. 事業運営・施設管理の再構築

- ①市民や市民団体との連携・協働・ネットワーク化
 - ・貸室利用団体、市民団体等のネットワーク化。(仮称)市民連絡会議の創設。
- ②独自の調査研究機能の充実
 - ・豊中女性史、及び独自の教材開発。
- ③施設の活性化(公共施設・スペースの有効活用)
 - ・利用しやすい便利で居心地のよい施設の提供。
- ④情報ライブラリーの活用、充実及び情報の効果的な発信
 - ・男女共同参画推進の情報提供の充実。IT時代に対応した情報提供の充実。
- ⑤参加型の学習機会の提供
 - ・体験型の講座の増、スタッフの人材育成とスキルアップ。
- ⑥相談機能の充実と行政施策へのフィードバックの推進
 - ・常設相談、専門相談の充実。相談現場から見えるものを施策にフィードバック。
- ⑦事業評価(アンケート・モニタリングの定期的実施)
 - ・今後の事務改善や事業展開に反映できるよう充実。

2. 機動性のある人事・組織体制

- ①理事会等の機能強化
 - ・運営委員会の設置や評議員会のあり方の検討。
- ②事務局組織(体制)の見直し
 - ・重点的事業を効率的に推進するため、現行の課や担当の見直し。
- ③適正な人員管理
 - ・中・長期的な視野に立った職員数の適正化計画の策定。
- ④事業の外部化の推進
 - ・市民ニーズに沿った新たな協働の仕組みの検討。
- ⑤市派遣職員の見直し検討
 - ・市派遣職員の検討。
- ⑥職員の資質向上と研修
 - ・職員の研修についての実施体制の整備。
- ⑦独自の雇用システム、運営体制の研究
 - ・同一価値労働、同一賃金に基づく雇用システムの創設の検討。

3. 適正な財務管理と財源確保

- ①収益性や採算性への配慮
 - ・現在の事業収入の確保、経費の見直しの継続。
- ②経営基盤の強化・財源の多様化
 - ・新規事業の導入や新規受託事業の開拓。
- ③計画の進行管理と施策・事業評価の仕組みの検討
 - ・財団活動に対する評価システムの構築。

9. 今後の課題

市の行財政再建計画に掲げられた「外郭団体の経営の健全化」に取り組むための方針づくりを行なうため「財団あり方検討部会」を設置した。検討部会では、財団の活動実績を踏まえながら、これからの財団運営の方向性や重点課題を明らかにするとともに、それを支える体制や財務について具体的な検討を進めてきたところである。

外郭団体を含む豊中市における行財政改革は最重要課題であり、平成 19 年度（2007 年度）から重点検討課題で掲げた項目を着実に実施するためには、財団理事・事務局はもとより、財団が運営している「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」において活動している市民や市民団体等の意見も反映させる必要がある。

したがって、次のことについて具体的な検討が必要である。

（1）重点課題（検討項目）の着実な実施

今回は、施策・事業の再編とそれにとまなう組織体制の抜本的な見直しを進めながら、財団の運営力を強化することを目的としたものである。今後、検討していく重点課題については、経費の算定や優先順位づけを行い、着実に実施していく必要がある。

そのため、「基本方向」に基づく重点検討課題の具体化を図るための手法として、より一層市民や市民団体との連携・協働を行う中で市民活動を支援し、協働事業を含めた財団のすべての事業を精査しながら、毎年度当初の事業計画に重点課題（検討項目）を積極的に掲げ反映させていく。

なお、事業計画に掲げる市民や市民団体との連携・協働事業の具体化のためのシステム構築を検討することも必要である。

（2）財源の多様化

財団収入のうち、市からの補助金・委託料の占める割合は、89.3%（平成 16 年度決算）となっている。財源における行政への依存率が高く、かつ補助金・委託料の漸減傾向が見込まれる中で、財源の多様化が課題である。とりわけ、受講料等収入及び会費収入は減少傾向にあり、新たな財源の調達方法について、具体的な検討が必要である。

（3）公益法人改革の動向把握

公益法人制度改革 3 法案が平成 18 年 3 月 10 日国会に提出され、衆・参両議院で審議の結果可決、6 月 2 日公布となった。

内容は、公益法人の設立許可を主務官庁が自由裁量により行なう制度を改め、登記のみで法人を設立できる制度及びその公益性を認定する制度を創設するという現行公益法人制度を抜本的に見直しするものである。

施行は、関連する諸法律の規定が整備された後、公布の日から起算して 2 年 6 ヶ月を超えない範囲内となっている。

財団もこの法人制度改革と密接に関係することから、制度改革の動向を把握しながら、公益財団法人への移行をすすめていく必要がある。

10. 資 料 編

- (1) 人権文化部 財団（外郭団体）のあり方検討に関する指針・・・・・・・・・・12
- (2) 財団法人とよなか男女共同参画推進財団あり方検討部会の検討概要・・・・・・・・19
- (3) 参考数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29